

議案第 76 号

墨田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 11 月 27 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

墨田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年墨田区条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 4 条第 1 項第 1 号の規定は、平成 32 年 1 月 1 日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（提案理由）

所得税法の一部改正により、「控除対象配偶者」の定義が「同一生計配偶者」に改められたことに伴い、所要の規定整備をする必要がある。